よぐある**ご**質問 Q & A

どうして都道府県が 国民健康保険の運営に加わるの?

国民健康保険は、3つの構造的課題(※)を抱え ています。このため、制度を将来にわたり維持する ために、都道府県が財政運営の責任主体となり、 市町村と共同運営することで安定的な財政運営を 目指します。

被保険者の皆さんにとっては、国民医療費が伸 び続ける中、急激な保険料(税)の上昇が起こりに くくなるメリットがあります。

※前ページを参照してください。

引っ越しても高額療養費が 通算できるの?

これまでは他の市町村へ転出した場合、高額療 養費の該当回数が通算できませんでしたが、平成 30年4月以降は、広島県内で他の市町に引っ越し た場合でも、転出前と同じ世帯であることが認め られるときは高額療養費の該当回数が通算され、 被保険者の経済的負担が軽減されることがあり ます。

なお、療養費や高額療養費の申請などの保険 給付に関する手続きは、これまでどおりお住まい **の市町村**で行います。

被保険者証はどうなるの?

現在お使いの被保険者証は平成30年7月31日ま で使用できます。

平成30年8月1日以降は、様式が県内で統一さ れ、「広島県」と記載された被保険者証が交付され

国保の資格取得・喪失および住所変更などの手 続きや被保険者証の再交付などは、これまでどお りお住まいの市町村で行います。

県単位化で保険料(税)は どうなるの?

都道府県が示す標準保険料率などを参考に、市 町村が保険料(税)率を定め、保険料(税)を賦課・ 徴収することになります。

被保険者の皆さんの負担の公平性を確保する ため、広島県においては将来的に「同じ所得水準・ 世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同じ 保険料(税)」になることを目指します。

なお、庄原市の保険税の詳細については、後日 広報紙などでお知らせします。

国保の県単位化に伴い、 高額療養費支給申請の取り扱いが変わります。

国保の県単位化により、高額療養費の取り扱いが県内で整理され、平成30年4月から、次のとおり変更とな りましたので、お知らせします。

- ①これまでは「支給対象となった方へのご案内」をはがきでお送りしていましたが、4月からは封書でお送りし ます。また、4月から、支給申請書も同封してお送りします。
- ②「支給対象となった方へのご案内」の発送時期を、毎月「20日ごろ」から毎月「月末ごろ」に変更します。
- ③申請の際に、病院などで支払った「領収書」の持参が必要でしたが、4月からは原則として不要となります。 ※同封の支給申請書にあらかじめ記載してある自己負担額と相違している場合などは、「領収書」を持参のうえ、お申し出ください。 ※「支給対象となった方へのご案内」が届く前に申請する場合などは、確認のため「領収書」の持参が必要です。

国民健康保険の窓口は、平成30年4月以降も引き続き庄原市です。

資格の取得・喪失手続や被保険者証などの発行、保険給付の決定・支給事務、および保険料(税)の賦課・徴収などは、 引き続き市町村が窓口となります。

平成30年4月から

国民健康保険制度が 変わりました



保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

国民健康保険(国保)は3つの構造的課題があります。

[課題] その1

年齢構成が高く 医療費水準が高い

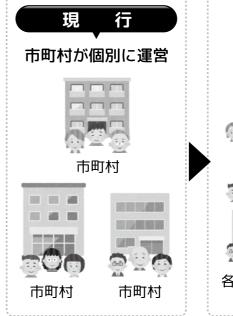
[課題] その2

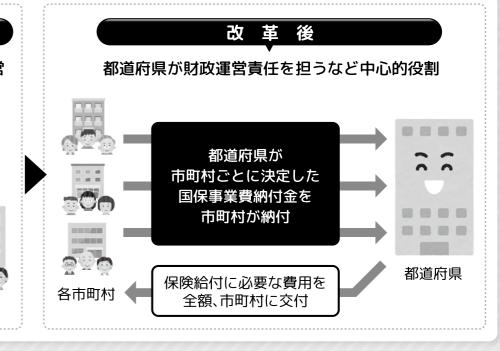
所得水準が低く 保険料(税)の負担が重い

[課題] その3

財政基盤が弱く制度運営が 困難な市町村もある

これらの課題に対応し、 国民皆保険制度を将来にわたって維持するため、 平成30年4月から都道府県と市町村が 共同で国保を運営することとなりまじた。 (国保の県単位化)





よくあるご質問は次ページをご覧ください。

15 2018.4 /広報しょうばら 広報しょうばら/2018.4 14